

点検項目チェックリスト

第1表(「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について(平成12年12月14日付け社援保第72号厚生省社会・援護局保護課長通知)」に基づく点検項目)

点検項目			実施 (○) 不実施 (×)	実施の場合 レセプト管理システム の機能活用 (あり○、なし×)	不実施の場合		備考
					その理由		
単 月 点 検	診療報酬、 調剤報酬等 の算定方法 及び算定点 数の点検	診療実日数	入院外の場合、診療実日数と通院日数が一致しているか				
			入院の場合、診療実日数と入院日数が一致しているか				
	初診料	診療開始日が前月以前であるのに初診料が算定されていないか					
		診療継続中の他の疾病が発生したのに初診料が算定されていないか					
	再診料	外来管理加算が算定されているのに、処置料、手術・麻酔料、理学療法及び精神特殊療法科のいずれかが算定されていないか					
		入院中の患者が同一病院で診療を受けた場合に再診料が算定されていないか					
	乳幼児加算	乳幼児加算が算定されている場合は、年齢要件を満たしているか					
	医学管理料	対象外疾病について算定されていないか					
		生活習慣病管理料のように初診料を算定した月は算定できない医学管理料があるが、診療開始日から1か月を経過しないうちに算定されていないか					
	入院料	特別食加算の対象疾病か					
入院基本料と入院期間の関係は適切か							
調剤レセプト	調剤月日は処方月日から3日以内か						
重複請求の 点検	旧総合病院において、同一疾病で2科以上にわたって初診料が算定されているもの、診療継続中に他の疾病が発生したのに初診料が算定されているもの等診療報酬が重複して請求されているものがないか						
重複受診の 点検	同一人について、2以上の指定医療機関からの同一又は類似の疾病に係る同月分のレセプトがあるもの、同一人について多数の指定医療機関から同月分のレセプトがあるもの等、療養上の指導が必要であると考えられるものがないか						
診療報酬明細書と調剤報酬明細書の突合							
縦覧点検等							

第2表(その他の点検項目)

点検項目		実施 (○) 不実施 (×)	実施の場合	不実施の場合	備考
			レセプト管理システム の機能活用 (あり○、なし×)	その理由	
往診料等の算定	往診料は定期的ないし計画的な診療に対して算定できず、在宅患者訪問診療料は継続的な診療の必要のない者や通院が可能な者に対して安易に算定してはならず、また、同一建物居住者の場合は報酬単位が下がるが、適切に算定されているか				
過剰な検査の疑い	同一の検査が短期間に複数回行われている場合に、その必要性が疑われないか				
重複算定できない医学管理料	同一月に算定できない医学管理等(特定疾患療養管理料、ウイルス疾患指導料、小児特定疾患カウンセリング等)が重複算定されていないか				
特別養護老人ホーム等における給付	特別養護老人ホーム等においては、配置医師による初診料、再診料等は算定できない取扱いとなっているが、不適切な算定が行われていないか				
治験に対する給付	保険外併用療養である治験に係る診療は原則として医療扶助の給付対象でないにもかかわらず、その給付が行われていないか				
入院患者の他医療機関受診の場合の入院基本料	入院中の患者が他医療機関を受診した場合に、入院料が30%(又は15%)控除された点数により算定されているか				
同一月に複数の医療機関から「在宅時医学総合管理料」を算定されていないか					
心臓ペースメーカー指導管理料の算定期間は適切か					
人工腎臓の加算(夜間・休日等)は適切に算定されているか					